

## ○安保法制は憲法違反

衆議院で憲法審査会が開かれました。今回は、3人の代表的な憲法学者を参考人として招き、意見を聞きました。私が民主党の質問者としてたち、現在提出されている一連の安保法制は憲法に違反しているのではないか、最高裁の判事になったつもりで皆さんの意見を聞きたい、と質問しました。答えは3人ともそろって「憲法に違反している」と明確に述べました。マスコミが大きくとらえたので、与党の中に激震が走ったことは、皆さんご存知の通りです。総理や官房長官は、安保法制はよく考えて作ったから憲法には違反していない、と言います。しかし、自分で作った法律をその当事者が憲法に違反していると言うはずがありません。一方で、国会での論戦では、双方が一方向的に言いっぱなし。結論は出せません。だから私は、これは、裁判所で判断すべきだと主張しています。

こんな時の為に、憲法では、三権分立の原理で、憲法審査を最高裁判所に課しています。しかし残念なことに、日本の場合は、憲法審査は、砂川事件のように、具体的事件が起きて、それを裁く法律が違憲かどうかを判断することに限られます。今回のように、まだ議決もされていない法律案を裁判所にもっていても、裁判所は、受け付けることは出来ないと言います。

そこで、私は、もう工夫しようと言っています。「内閣や国会が提出した法律が憲法に適合するかどうか、裁判所に照会することができ、裁判所はそれに答えなければならない」とする法律を作ろうと思うのです。「照会」という形では法的拘束力はありません。しかし、実質的な決着はつきません。裁判所が違憲かどうかははっきりさせれば、そもそも、憲法解釈の変更ではなく、憲法そのものの改正の是非かを、国民が結論を出すことになります。憲法が大事だからこそ、これまでの9条議論のように、解釈の変更で憲法そのものを空洞化させてはならない。これが、私の信念です。

## ○小中一貫9年生学校への流れ

学校教育法が改正されて小中一貫の9年生義務教育学校が法制化されることになりました。現状では、211市町村(約1割)で1130件の取り組みがなされています。これまでは、特例として大臣の認めるところでの取り組みですが、法律が通れば制度として飛躍的に普及する可能性があります。これまでの例を見ると、過疎化や合理化などで、小学校を横に統合する代わりに中学校と一緒にする縦の統合で生徒

数の減少を凌ぐことだけを目的にした一貫教育は、評判がよくありません。それに対して教育効果を上げているのは、コミュニティースクールの実践で地域ぐるみの学校づくりに取り組んでいるところや、小学校から中学校への激変(中一ギャップ)を緩和するために、普段から小中連携に取り組んできたところが、さらにその連続性の中で教育効果を上げようと9年生の小中一貫に進む例などです。

例えば鈴鹿市では、時代を先取りして、市内すべての学校でコミュニティースクール事業を実践してきました。ここ数年で、学力の向上が顕著に表れているのは、この取り組みの成果だと県の教育委員会は評価をしています。自分で考え、それを表現できる子供を育てる(アクティブ・ラーニング)の必要性なども指摘される現代の教育課題に、もう一歩進んで、この9年生義務教育学校などの選択肢も考えてみたらどうかと、地元の関係者の皆さんに提案しています。

## ○ミャンマー少数民族ファッションショーに大興奮

ミャンマー少数民族の歌と踊りのファッションショーが鶴見大学で開かれました。ミャンマー国内の戦闘で、難民として日本に渡った人々の手による「手作り」のショーです。鮮やかにコントラストを作る、赤や黒を基調とした伝統的な民族模様が、温かくて、可愛くて、魅惑的な素晴らしいひと時を与えてくれました。プロのモデルに交じって、日本で生活する難民が、それぞれの民族衣装で、満面の笑顔をたたえて素人モデルを演じる姿にも感動しました。人として、民族として、その誇りを歌い上げる気持ちが伝わってきました。

## ○民主党の党员・サポーター 6/20(金)締切り

民主党の党员・サポーターへの加入と更新をお願いしています。民主党を中心に、野党の再編に向けて力強く進むためにも、どうか、さらに多くの皆さんの党员サポーターへの加入をお願いします。事務所に連絡いただければ、直ちに加入用紙をお届けします。

問合せ先(電話): 059-381-3513

## ○国政報告会、開催させていただきます

6月27日(土)午後6時 亀山市文化会館(2F 会議室)

6月28日(日)午後6時 四日市市文化会館(第3ホール)

7月4日(土)午後6時半 鈴鹿市文化会館(さつきプラザ)